

Title	ハリファックス卿の貨幣改鑄を中心として喚起せられたる貨幣論争 ( 其一 )
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1918
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.12, No.12 (1918. 12) ,p.1667(33)- 1697(63)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19181201-0033">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19181201-0033</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

發し來り、之に伴ふ急速なる生産増加の途講じ難しとせば、吾人は其一時の急に應ずるの策として所得分配に對する直接間接の干涉に之を求めざるを得ず。而して物價調節は此分配改善を主眼とせる間接の一方便たるのみ。吾人は敢て現下の生活難對應策として物價調節を絶對に否認するものに非ずと雖も、物價調節以外更に對應策なしと誤認せるが如き一部の言論社會に對しては少しく反省を促さざるを得ざるを覺ゆ。生活難緩和の問題の解決は一は生産其他の方法に依る供給増加の方面より、又一は所得分配其物に對する施設干涉の方面と物價調節の方面とより之を比較研究して適當の方策を取捨決定するを要す。其直接原因の物價騰貴に在るの故を以て單に物價調節のみに着眼するは偏見たるを免れざる可し。此に物價騰貴と生活難の關係を概説して問題の真相を闡明せんと試むる所以斯の如し。(大正七年十一月十七日稿)

### ハリファアックス卿の貨幣改鑄を中心として

#### 喚起せられたる貨幣論争(其一)

高橋 誠 一 郎

王政復古後、幾許ならずして、Charles 二世の政府は Council of Trade の意見に聽從して、輕卒か、早計か、そも英斷か、地金論者流の因襲を唯だ一撃の下に破却し去つて、著しく自由なる貨幣政策を採用し、以て幣政史上に一新時代を畫したり。地金銀の無免許輸出許可並に造幣局に輸納せらるゝ地金銀の自由鑄造是なり(15 Charles II. c. 7 & 9. 並に 18 Charles II. c. 5.) 即ち前者の前文に曰く、而して幾多の重要且つ有利なる貿易は正貨若しくは地金銀なくして合宜に推進し而して遂行せらるゝこと能はず、而して彼等は之が輸出に對して無障の自由を與ふるが如き地に(共同市場に對するが如く)最も十分に輸致せらるゝこと經驗に徴して明なるが故に、而して

本王國の流通鑄貨をして更に良く保留し且つ増加せしむるが爲には、一千六百六  
十三年八月第一日より以後に於て、税關吏又は收税吏の存する如何なる英蘭及び  
ウエールズの港若しくは Berwick の町より、如何なる課税、關稅、磅稅、輸出、輸入品に對し  
一磅毎に就き一定額を王家に納付せるもの若しくは之に對する手数料を支拂ふ  
ことなく、又は之に反せる如何なる法律、條約若しくは慣習に拘らず初め夫々に上  
記の税關に其登録を爲せる有ゆる種類の外國貨幣若しくは金又は銀の地金を輸  
出すると凡そ如何なる人若しくは人々に取り、且つ對しても適法たる可く、且つた  
り得可きとを制定す可きものなり云々と。而して這個地金銀輸出許可の政策は  
Charles 二世の治下に於て屢之れを破毀するの布告發せられざるに非ざりしと雖、  
大體に於て維持せられたり。貨幣の無收益鑄造も亦時々之に對して反對の論を  
作す者なきに非ざりしも爾來整然として實施せられたり。其結果として英國通  
貨は貴金屬の價值に於ける極微の動搖に由りて空乏を來すの虞あるに至りぬ。  
金銀比價の變動は必然這般の困難を醸出す可き不斷の原因にして、殊にそは銀が  
英國内に於て定價せらるゝこと低く爲に往々にして造幣局より發せられたる銀

貨は地金として賣却せらるゝが爲に溶解せらるゝこと有利と爲るの事實に存し  
たりき。加之一千六百六十三年磨機及び壓機の使用を見るに至るまでは通貨は  
全然鈍展せられたるものにして、各片は著しく其大きさに於て、量目に於て他と相違  
せり。而も支拂は個數を以て行はれたるを以て新鑄造の貨幣を蓄藏し、若しくは  
銀匠に賣却し、或は輸出の目的の爲に溶解せんとするの誘惑頗る大なるものあり。  
斯くて流通場裡に残存せる鑄貨は時の經過に隨つて次第に其磨滅不完全の程度  
を増加するに至り、貨幣としての鑄貨の名價と彼等が銀としての實價との間の相  
違は益顯著と爲り行けり。輕重を異にせる貨幣をして相共に流通せしめんとす  
るの企圖は素より失敗に終らざるを得ず、而して單に新鑄貨が造幣局より發行せ  
らるゝと共に絶えず溶解せらるゝの結果を見たるに過ぎざりき。斯る間に於て  
舊時の鈍展せられたる貨幣は之が賣買を行ふ者によりて頗る無殘なる取扱を受  
けたり。當初は他に比して厚度大なる貨幣に對し、普通の大きさに鉸刀又は鑷を以  
て削減を加へ、極印の一方に片寄りて捺刻せられたるに對しては空白の縁邊を切  
り取る等鑄貨に惡手段を加へたる者は其剪截削減に於て稍控目の態度を取れり。

即ち當時に在りては何等の剪截を経ざる貨幣すら時に法定の標準よりも其量目及び價值に於て著しく不足有り、クラウン貨にして僅に四志九片、半クラウン貨にして二志四片のものあるに拘らず、他方には又之れを超過し、五志三片、二志八片のもの有りしが故に、さまで大なる不正事と認む可きに非ず。而して一千六百七十二年に於ては斯くの如き剪截を受けたる貨幣に遭遇することさまで多からざりしが、一千六百八十五年以後に至りて這般の巧計は眞に觀過す可らざる重大なる性質を有するに至りぬ。即ち管に剪截が常行の營業と爲りしのみならず、磨損せる古鑄貨は詐欺的偽造の援助を爲し、而して巨額の贖造貨幣は流通市場に現るゝに至れり。是に由りて當時經濟市場の蒙りたる不便利甚しく、大銀貨に於て最も損害大にして、小銀貨は傷はるゝこと比較的少なかりしも、銀によりて計上せられたる物價は一齊に著しく昂騰せるの觀を呈せり。而して銀は猶通貨の本位として遍く認められたる所にして、銀貨の價值下落はギニー貨に對して支拂はる可き高歩合、並に爲替の逆なる状態に於て明瞭と爲れり。即ちギニーに對する銀の相場は二十四志より三十志にして、アムステルダムに於ける英國爲替に對する割

引は一割三分七厘乃至二割三分五厘の間を動搖せり。(以上專ら Cunningham, Growth of English Industry and Commerce, Modern Times, Pt. I, pp. 432-5. 并に Shaw, The History of Currency, 1252-1894, pp. 161-2. に據る。尙詳しくは Hopton Haynes, Brief Memoirs relating to the Silver and Gold Coins of England with an Account of the Corruption of the Hammer'd Monys and of the Reform by the Late Grand Coyndage at the Tower and the five Country Mints, 1700; Rev. Rogers Ruding, Annals of the Coinage of Great Britain and its dependencies, 1817-19.; Lord Macaulay, The History of England, from the accession of James the Second, chap. xxxi., 等を参照せらる可し)。

後の Halifax 伯 Charles Montague が一千六百九十四年 Chancellor of the exchequer. に任命せられたる時、此痛歎す可き通貨状態は彼の目前に横れるなり。而して徹底せる方法を以て這般の禍害を處理し、而して舊貨を回收するに非ずんば如何なる合宜の救済策も成就し得ざること明と爲れり。時に一千六百九十五年を以て Secretary of the treasury. に任官せる人に William Lowndes なる者あり、焦眉の急に迫れる貨幣改鑄に資するが爲に、通貨の現状を調査す可きを命せられたるが、其結果は應て

A Report containing an Essay for the Amendment of the Silver Coins. と爲りて同年九月出版せられたり。彼は有ゆる銀貨の稱呼をして二割五分陞高せしめ、舊クラウン貨に等しき品位及び量目を有する銀貨は元と六十片なりしものを改めて七十五片に通用せしむ可く、而して半クラウン貨は三十片なりしものを引上げて三十七片半を表示せしむるの必要を主張せり。下院に於ける委員會は貨幣陞高の提案に賛成し、而してTory黨はLowndesの意見を採用し、そは將に成案たらしとするの氣勢を示せり。此時に當り一代の大哲John LockeはLowndes其人の挑戦に激し、時の樞密院議員にしてLord Keeper of the Great Seal of EnglandたりしSir John Somers (LockeはSomersに作る、後掲書、献本の辭「参照」の從通に促されて一千六百九十五年 Further Considerations concerning Raising the Value of Money. Wherein Mr. Lowndes's Arguments for it in his late Report concerning An Essay for the Amendment of the Silver Coins, are particularly Examined. を著し、強烈なる言辭を以て之を排去せり。然れどもLockeが貨幣の稱呼引上げに對する反對説は既に一千六百九十二年に出版せられたる Some Considerations of the Consequences of the Lowering of Interest, and Raising the Value of Money. (三田學會雜誌第

十二卷第八號所載「ジョン・ロックの利子學說」(上)参照)中に表明せられたり。後書中に表れたる理論は其實質上前書と異なることなし。吾人は先づ前著に就きて彼が貨幣論を窺はざる可らず。

## 二

余は我國富を保持し、而して我が貨幣の拉し去らるゝを防遏するの手段として「我貨幣を陞高せしめんとするの高談放語を聽く。余は此「我貨幣の引上げなる辭句を使用する者が先づ之に附隨せる明確なる總念を有し、而して後、そが果して其所期の目的に資す可きや否やを考査せんことを望む。(前掲書p. 133.)

「貨幣の陞高」に二義あり、一は我貨幣價值の陞高にして、他は我鑄貨の稱呼の引上げなり。貨幣價值の陞高は従前に比し其少量を以て或他物の同一種同一量と交易せしむるに外ならず。而も我貨幣の價值は吾人が之と對比し又は之を交易す可き或他貨物の夥多、稀少又は捌口に對する其夥多若しくは稀少の割合以外に之を昂低し得るものなし。而して貨幣の内在的價值を構成する銀の一定量は内外孰れの國の孰れの極印、孰れの稱呼又は地金に於て存するとを問はず、或種の極印

が一部の銀に對し、他部の銀の有せざる或新にしてより、良好なる性質を附加し得可きを立證せらるゝに非ずんば、凡そ如何なる極印又は稱呼の下に在るかを問はず、他の銀の一定量に對し、常住不斷同一價值のものたる可し。斯くて「銀は常に銀」に對して同一價值を有するが故に、鑄貨と對比せられたる鑄貨の價值は獨り其内部に存する銀の定量のより、多きかより、少きか又は同一なるかに由りてのみ、より大なるかより、小なるか又は同一たるものなり、而して此點に於て吾人は如何なる手段に依るも我貨幣を陞高又は下降せしむると能はず。尤も、貨幣及び器具の形態を有する世上の銀の大部分は、共に卑金屬を混入せられつゝあるが爲に、純銀は却て雜分を混せられたるものよりも高價なるの常なり、是即ち純銀を要する者は合金中に於ける銀の量目に等しき其高の外、精鍊者の技巧及び勞苦に酬ゆ可き餘剩を支拂はざるを得ざるが故なり。而して此場合に於ては純正なる銀及び雜分を混入せる銀は二個の別箇なる貨物として思料せらるゝなり。然れども如何なる貨幣と雖、純正なる銀を以て鑄造せらるゝことなきが故に、そは全然貨幣の價值に關係を有することなし。斯くて銀の同一量は常に極印又は稱呼の如何に拘ら

ず、共同一量と同一價值たるなり (pp. 133-5)。

然れば此貨幣陞高の大秘法によりて行ひ得る總てのものは其稱呼を變更し、従前法定の標準に據れば一クラウンの一部に過ぎざりしものを今改めて一クラウンと呼ぶに過ぎず。即ち余は何人と雖、十九<sup>グレイ</sup>又はオンスの銀が二十<sup>グレイ</sup>又はオンスの價值に陞高せしめられ得可く、或は十九<sup>グレイ</sup>又はオンスの銀が同一時に於て二十<sup>グレイ</sup>又はオンスに對するに等しき貨物を購入し得可しと想像する迄に無感覺たり得可しと思惟すること能はず。若し十九オンスの銀が果して二十オンスを價し、若しくは之と等しき他貨物の高に對して支拂はれ得可しとせば、十八、十乃至一オンスと雖、同一の作用を爲すを得可きが故なり。而して這般の貨幣陞高は二個の方法に依りて行はれ得可し。一は一種の貨幣のみを陞高せしむるもの、他は同時に同一比率を以て有ゆる銀貨を陞高せしめんとするものにして、目下提唱せられつゝあるものは案するに此第二の方法なる可し。第一の方法に依りて他種の銀貨をして其量目及び純分の原位を現在の儘に存續せしめ、而して其一種のみを其内在的價值以上に陞高せしむるは之が品位を改めずして量目を變更し、若しく

は量目を變せずして我他種貨幣の金位よりも雜分の混入を大ならしめ、而して法の規定に依りて他と相並んで流通せしむるに由りて實行し得可きも、それは結局造幣局が剪截せられたる貨幣を鑄造する以上の効果なかる可し。而して斯くの如きは國民をして國家が彼等に對して保證す可き等の眞價を缺ける劣悪又は輕量なる貨幣を法定の通貨として受理するの已むなきに至らしめ、而して國內の偽造者をして合法の貨幣を以て自國民を欺瞞するの機會を與ふるのみならず、外國人をして何等の貨物を輸致せずして我貨幣を拉し去らしむるの機會を與ふ可き不可避の大不利益を伴ふものなり。即ち彼等は一定の押印を以て標示せられたる二片の量目に相當する銀が我英國に於て他の押印を以て標示せられたる三片の量目と同價なることを發見せんか、彼等は斯くの如き形狀の錢貨を作成し之を此地に輸入し、以て二片を以て三片を受理し、而して急速に銅又は純然たる鑄造の費用に代へて我銀を拉し去るを過たざる可し。斯くの如きは貨幣の或一種が其內在的價値に於て自餘の貨幣に對し均衡を失せる總ての國に於て避け難き所にして、佛國王がソール貨に對して行へる其周到なる注意を以てするも尙之を避くる

こと能はず、終に彼をして其稱呼を低下するの已むなきに至らしめたり。鑄貨の各片又は其各種中に存する銀の定量は之が內在的眞價を構成す可きものなるが故に、銀の正當なる比率は法に據りて其各個の上に設定せられたる各自の定額に準じて各種中に保持せらる可きものなり。而して若し兩者の間に相異なる場合には、それは必ず或一時の必要に應ずるが爲に國家の行へる小細工に過ぎず、而もそれは恒に之を行へる國家に對して損害たるに至る可きものなり(Dp. 135-140.)。

貨幣陞高の他の方法は各種貨幣相互の關係に就きて其比率を従前の儘に存續せしめ、而して是等の各個中より彼等が其内に有するの常なりし銀の一部を減殺するに在り。此場合には凡そ次に掲ぐるが如き結果を誘起す可し。(第一)それは有ゆる債權者及び地主に對し永久に彼等が債權の一部及び彼等が舊契約の存續する限り其自由地代(古記録は白地代と稱す、蓋銀貨を以て支拂はるゝが故なり、即ち是に由りて借地人を總て他の勤務より解除す可き地代)并に其他有ゆる貸子より其年收の一部を奪ひ、而してそれは債務者又は借地農民に取りても、彼等は其土地又は貨物に對し量目大なる舊貨幣に於て得可かりしよりも、輕量なる新貨幣に於て

毫末も多量の正貨を收得するとなく、從て是に由りて何物をも得るとなきが故に、何等の利益をも伴ふことなきものなり。而も若し彼等は舊金位の貨幣を持続する場合に比し、新貨幣に對して賣却する物に對しては多額の貨幣を受理す可しと主張するものあらんか、彼は其新貨幣が量目に於て缺ける所のものを今や其個數に於て補充せざる可らざるが故に、其貨幣が稱呼を高めたるものにして價值を高めることなきの事實を表明せるものなり。大多數の人士が由來久しき現行の法制を改正し而して事物の常行不變の進路を攪亂する唯一の理由たる可きものと思惟する國家社會の利益も亦、毫も是に由りて期待し得可きに非ず、否、寧ろ吾人が漸次論述す可きが如く、そは國家に取りて甚大なる損失たる可きものなり。蓋し輕量なる新貨を以てする時は吾人は必然之に對する物價の騰貴を認めざるを得ざる可し。即ち貨幣に眞の價值を與ふるものは其稱呼に非ずして雜分より分離せられたる純銀の定量なり。若し之を否定する者あらば、須く現行の銀貨に等しき極印及び稱呼を以て銅貨を鑄造し、而してそが果して之と同一價值を維持するや否やを考察せしむ可し。這般の貨幣は愛蘭の銅貨に等しき程度まで其價值を

低下するに至る可し。然れども余は何人と雖、自己の權威に據りてそを通用せしめたる者の如く、是に由りて損害を被ること大なる者あらざる可しと思惟す。若し價值を與ふるものが銀の定量なりとせば、鑄造の失費を敢てする必要那邊に存するやを疑ふ者あらん。即ち吾人は他物に對し、秤量に依りて銀を交換し、其量目を以て契約を締結し、或は帳簿に記入することを得可きが如しと雖、而もそは下の如き不便の隨伴するを免れざるなり。(一)吾人が若し銀を支拂ふの要ある總ての人に對して之を秤量するものとせば、各人悉く其懷中に衡器を携帯せざる可らざるが故に、其煩勞頗る大なる可きこと、(二)各人は是に依りて銀の純不純を區別すること能はざるが故に、單に衡器のみを以てして其目的を達する能はざること是なり。政治的社會の管理と統治とを享有し來れる者は是等二個の不便に對する救濟策として鑄貨制度を誘入せるなり。極印は當に彼等が一定の稱呼の下に一定量目及び一定品位の一片、即ち一定量の銀を收受す可き國家的保證なり。而して是こそ極印の偽造が最大なる罪惡と認められ、重刑を以て處罰せらるゝ所以なり。即ち極印は内在的價值に對する公の證據物件たるが故なり。王權は極印を與へ、



國法は稱呼を許與し確認す、而して兩者は共に一定の稱呼の下に約定せられたる貨幣の總額は一定の價值即ち其内に一定の銀を有す可きことを一般社會に對して保證するなり。(第二)そは有ゆる國王の收入をして其一部を減少せしむ可し。即ち國庫に對して支拂はるゝ貨幣の總高は其名價に於て異なることなきも、而も其名價は其内に存する實價の缺乏せるものに對して與へられたるが爲なり。而して自國民に對すると等しく外國民に對しても亦此秘密を隱蔽すること能はざるが故に、彼等は國王に對し同一名價を以て同一量の貨物を販賣することなかる可し。即ち日常の用語を以てすれば、汝が其貨幣を引上ぐるに従ひ、彼等は其貨物を引上ぐ可く、加之、斯くの如き變革に際し常に吾人と取引を有する者は我鑄貨削減の巧計に由りて蒙る可き損失より自己を防護す可きの警告を利用して却て彼等の代價を貨幣價值減少と平衡する以上に引上ぐるなり(P. 140-7)。

## 三

這般の企圖は現在の幣政に伴へる二大缺陷を救済し得可しと稱する者あるを聞く。一は我鑄貨の溶解にして、他は我地金の流出是なり。斯くの如きは正に吾

人の遭遇しつゝある不利なる状態なりと雖、而も兩者中の孰れと雖、毫も茲に提唱せられたる我貨幣の變革に由りて除去し若しくは防遏し得ざるものなり(P. 147)。(第二)我貨幣が鑄潰さるゝは疑なき所にして、是が理由は明白に造幣料の低廉なるに在り。(茲に一千六百九十二年版に據るに For a Tax on Coin, paying the Coinage, the particular Owners pay nothing for it. なる章句あり、同 P. 147。然るに一千八百二十三年版 The Works of John Locke. A new edition, corrected. vol. v. 所載同書には For a tax on wine paying the coinage, 云々とあり、同 P. 90。驚く可き誤謬と謂ふ可し)。即ち造幣局に對して地金を輸納する者は自己に取りて何等の失費なくして再び鑄貨の形態に於て銀の同一量を交付せらるゝを得可し。是に由りて何時と雖、彼が地金を必要とする場合には國外よりして之を購入し得可き我鑄貨を溶解するも、又は他貨物と交換して之を取得するも異なる所なかる可し。然れども國內に貨幣を減少せしめ或は留保せしむるの作用を爲すものは造幣制度の如何に非ずして、全然貿易の平衡に依頼するものなり。即ち西班牙に對する輸出超過は我に地金を誘致す可く、而して我國に於ける造幣料低廉なる時は之を造幣局に輸致して貨幣の鑄造

を見る可きも、而も若し我貿易の他の方面に於て我輸出が輸入と平衡するとならんば、我銀は鑄造せられたると否とを問はず再び逸出せざるを得ざる可し。即ち吾人が消費したる貨物に對し財貨を以て支拂ふこと能はざる場合には銀を以てせざる可らざるが故なり。我鑄貨の逸出は疑なき事實なるも、而も其理由を以て我現時の造幣制度に於て一オンス中十八匁を缺けるものが一クラウンと稱せらるゝが爲になりと倣し、若しくは目下提唱せられつゝある如く、一オンス中約四十匁を缺けるものを以て一片を鑄造し、而して之を一クラウンと稱するに依りて、其逸出を停止せしむるを得可く、又は將來永く之を其地に定着せしめ得可しと思惟するは非なり。吾人の欲するが儘の銀の定量を以て大小を問はず、一片の貨幣を鑄造し、而して之に一クラウンの稱呼を與へよ、外國に對する我債務を支拂ふが爲に、其貨幣を使用せざる可らざる時は、各種貨幣の一片が法の規定に據りて大なると小なるを問はず、輸出者によりて鑄潰され若しくは鑄貨の儘に拉し去らるゝものは我量目大なる貨幣なり。即ち造幣費が貨幣の大小如何に關せず、全然課税によりて充當せらるゝ間は、海外に送附するが爲に地金を必要とし、若しくは器皿

を製作するが爲に銀を必要とする者は、單に鑄貨を取りて之を鑄潰すを以て其用を辨ず可く、而して恰も西班牙貨幣 (Pieces of Eight) 又は自餘外來の銀に等しく低廉に之を取得するを得可く、精確に鑄貨の量目及び純分を保證する極印は全然何等の費用を課するものに非ざるなり。斯くの如きものが我鑄貨 (milled Money. 即ち hammered Money) に對するもの、鋸によらずして、Coining-press によりて鑄造せられたるもの(の)効果なりとせば却て舊來の鑄造法に復歸するを可とするの論を聞く可しと雖、而も(一)鋸展せられたる貨幣は各片の量目更に不同なるが故に、之を利用するの道を知悉せる者は重貨を剪截或は溶解し、而して其過量を利して利益を擧ぐ可く、(二)之に要する工具は容易に製造隱匿せられ、作業は比較的少數の手によりて行はれ、輪機に比して音響少なく、從て贗造者を發見すること困難なるが故に、貨幣偽造の危険大なるのみならず、(三)其圓みに於て、平さに於て、又極印に於て完全なるを得ず、且つ縁邊に溝を畫することなきが故に、剪截の危険亦大なるものあるなり。是を以て milled-money は正に社會に取りて最良なるものなり (pp. 147-151)。

然れども我鑄貨溶解の原因が那邊に存するを問はず、余は所謂我貨幣の引上げ

が全然之を防遏す可き所以を知悉すること能はず。即ち若し我クラウン貨が二十分の一方輕量に鑄造せらる可しとせば、何が故に其鑄潰を阻止し得可きや。銀の内在的價值は變化を見ざるが故に、其溶解に對する誘惑は毫も従前に異なることなきなり。論者或は貨幣は稱呼の同一なるに拘らず、量目少きが故に溶解を免る可しと謂はん。蓋し二十分の一方量目大なる現行クラウン貨の幾分が同時にクラウンとして流通するものとせば、そは事實なる可し。而も人々が輕量なる新貨の流通すると同一率を以て量目大なる舊貨を交付し、而して造幣局に於てはそが彼等に對し五志三片を與ふるに拘らず、個數を以て彼等の舊クラウン貨を五志として支拂ふ可しと想像すること能はず。然り而して若し舊鑄のクラウン貨が五志三片、新鑄のそれが一クラウンとして通行するものとせば、新舊孰れを鑄潰すも其利益に於て相違なきに非ずや。貨幣が悉く新なる歩合に輕減せられ、而して物價が悉く之に比例して騰貴なりとせば、其場合に於て、現在に比し汝が貨幣の溶解を如何にして防遏せんとするか、願くば與り聞かん(P. 51-2)。

(第二是に由り我地金の輸出を防遏するの效果に至りては更に鮮少なるものあり、吾人が此地に於て銀に與ふる如何なる稱呼も極印も之に對し國內に於て高き

價值を與へ、若しくは國外に於て低く評價せしむることなかる可し。而して又我造幣局に於て従前に比して少量の銀がより、高き稱呼に引上げらるゝも、毫も或他の貨物に對する其關係に於て引上げらるゝことなかる可し。若し果して少量の銀に對し同一の稱呼を與ふるに由り、地金を此地に誘入保留し得可しとせば、一部の無智なる人士が想像するが如く、吾人は貨幣の剪截者に對し貨幣を保留するの效績を謝せざるを得ざる可し。論者或は剪截を受けて原位よりも五分以上輕量と爲れる貨幣が之よりも二十分の一方量目大なる新鑄貨の同一額と同一量の貨物を購入し得るに就きて考ふるに、貨幣に對して價值を與ふるものは銀の定量に非ずして其極印及び稱呼に在りと主張するなる可し。然れども人は彼等が量目十分なる適法の良貨を受理す可しとの推定の下に原位に従つて其算當及び契約を爲すなり、而して何人と雖、完全なる量目を有する新鑄のクラウン貨に換へて剪截せられたる五志の貨幣を受理することを躊躇せざる間は、彼等は事實國內に於ける如何なる物件の購入に關しても相異なることなきなり。而も如上の關係は

吾人が我鑄貨を改正し、造幣局に於て二十分の一方輕量の貨幣を鑄造すると共に、全然相異を見るに至る可し。即ち此場合に於ては舊クローン貨は五志三片に相當す可きが故に、何人も最早同一率を以て新舊貨幣を交換するとなかる可し。剪截を被れる貨幣も然らざるものも、彼等が疑惑なく相互に交換せらるゝ間は常に或他物件の同一量を購入するが故に、自己の貨物を販賣するが爲に此地に來れる外商は恐らく貨幣の剪截に因りて其常に收受する所の高は孰れも本位に比して遙に輕量にして、同一額の新鑄貨に比し、其内に存する銀の存在量少きを知るに拘らず、終始銀の含有量に藉りて我貨幣價值を算當し、而して我造幣局の原位に倚りて銀の定量を估料するなり。即ち彼が此地に於て其貨幣を以て他の貨物を購入する時は善惡兩貨は等しく之に對する支拂の用に供し得可く、若し又彼が現金を以て自己の貨物に對する代價を持行かんとせば、容易に之を良貨に換ゆるを得可し、然らば即ち彼は常に其約定したる貨幣の個數を收受するのみならず、彼が我造幣の原位に準據して其貨物に對して期待せる銀の定量を取得し得可し。而も一度我剪截貨幣の數量が激増して、外國商人は容易に之に對して量目大なる貨幣を

取得すること能はず、而も其商品を賣りて剪截せられたる貨幣を收受するが故に、之に對する眞の量目を取得するの困難を見出すに至るや、彼は其貨物の販賣に當り量目十分なる貨幣を以て支拂はるゝことを契約するか、然らざれば我通貨中に於ける銀量減少の程度に準じて其貨物の對價を引上ぐ可し。隣邦和蘭に於ける最大最良の貨幣たる Ducatoon 貨が稀少と爲れる事情は旋て又我新鑄貨流出の理由を物語るものなり。我國が自國貨物を以て支拂ひ得る以上に多額の輸入を行へる時は、吾人は海外に對して債務を帯びざる可らず、而してそは吾人が之を履行するが爲に我貨物を供給すること能はざるか、又は彼等が之を受理することを欲せざる場合には、貨幣を以て支拂はざる可らず。而して此場合に於ては之を海外に送致するの外、途なきものなるが、重貨は此地に在りては輕貨に比して毫も其失費大ならず、而して海外に於ける我鑄貨は偏に其含有する銀の定量に據りて評價せらるゝものなるが故に、正貨の儘、之を輸送すると或は地金に於て之を輸送するが爲に、それは禁止せらるゝことなきが故に、最も安全なる道なり、此地に於て之を溶解するとを問はず、之に供用せらるゝものは最も量目大なるものなること確實な

り。然れども外商又は此地に於ける其代理商が重貨又は容易に之に對して交換せらるるが如き貨幣を以て其代價の支拂を受くること能はざる迄に、我貨幣の多量が剪截せられ、若しくは我重貨の大部分が拉し去られたる時は、何人も最早新鑄の重貨に對して剪截を蒙れる五志を收受することなきに至り、貨物を購入し、債務を決済するは銀の定量にして其上に捺刻せられたる極印又は稱呼に非ざることを知るに至る可きなり。而して是に至りて亦如何なる強奪が剪截によりて社會の上に行はるゝかを知るを得可し。我貨幣の公正なる量目より削減せられたる各分子は夫だけ國家に對して損害たるものにして、そは早晚痛切に感知せらる可く、而して之に對して十分なる警戒を行ひ、急速に抑制せらるるに非ずんば、現在に於けるが如く非常なる速力を以て、忽ち顯然たる有害なる結果を突發し、而して一舉にして我貨幣の大部分を掠奪するに至る可し。即ち剪截貨幣の増加は良貨の取得を困難ならしめ、而して人々は漸く重輕兩貨の間に價值の相異を置き、量自完全なる貨幣に對するに非ざれば其貨物を賣却せず、而して之に準じて其賣買契約を締結するに至る時は正に如上の疑懼が現實と爲れるものなり。斯くて郷紳の

如き其實際の量目以上の割合を以て市場に流通することなき惡貨の個數を以て其約定の地代を受理する者の損害頗る大なるに至る可し(pp. 153-160)

## 四

以上は單に同一稱呼の下に輕量の銀を以て貨幣を鑄造せんとする所謂銀貨の引上げに就きて考察せるものなるが、猶前者に比し毫も優れるの點なきに拘らず、實現の見込一層大なる貨幣引上げの方法あり。即ち從來貨幣の鑄造せられつゝありし兩貴金屬中其一方を法律に據り他に比して其自然價值以上に引上げんとするもの是なり。金及び銀は貨幣の使用せられたる殆ど有ゆる時代、世界の有ゆる部分を通じ、普く之を鑄造す可き最も適當なる資料なりと思惟せられたり。然れども世界に於ける是等金屬の存在量に於て大なる不均衡存するが故に、一は常に他に比して遙に高く評價せられつゝありしなり。現今我ギニー金貨は銀二十一志六片に通行するが故に、金は今や銀に比し約十五倍半の價值有るなり。斯くの如きものが現在に於ける金銀の市場比價なるが故に、若し國法に據りてギニー貨の歩合を例へば二十二志六片と規定せりとせば、是洵に其引上げに相異なきも、

而も結局國家の損害に終る可きものなり。即ち這般の法規により金は其自然眞正の價值以上に五分方引上げられたるが爲に、外國人は彼等の金を此地に送致するを以て利益と認め、而して五分の利潤を以て我銀を拉し去る可きが故なり。之に反し、若し國法に據りて吾人が我銀貨を引上げ、而して四クラウン即ち二十志の銀を以て一ギニーに等しからしむる時は、恐らくは是最初鑄造せられたる定率なりしなる可し、國家に對して同一の不利を生ず可し(Dp. 160-2)。

若し人々が金の漸く稀少と爲れるを知り、又はそが法定以上の價值有ることを發見するや、彼等は即時法定比價を以て之を交付することを肯せざるに至る可きが故に、這般の不利は敢て憂懼するに足らず、宛も James 一世王の時代に二十志に對して鑄造せられたる大貨幣が今や市場價值に従ひ、二十三志又は其以上に非ざれば何人も之を交付するとなきに至れるに等しと稱する者あらんか、余は其眞なるを認むると共に、そは明白に其所期の結果を生ずること能はざるが如き法律を制定するの愚蒙を表白せるものなりと謂はん。即ち吾人が金に比して銀の價格を其自然なる市場價值以上に引上げる時は、金の價格は自ら昂騰して、所期の效果

を舉ぐる能はざる可し。然れども若し之と反對に吾人が金の價值を其等價以上に法定する時は、人々は該高率を以て之を受理し、斯くて低直なる價值を以て其銀を交付せざるを得ざる可し。而も吾人が金に比して我銀を引上げるの意思を以て法律を制定し、而して這般の法律が效力を有するものとせば、其結果は單に吾人が銀を引上げたるだけ、金を引下げ、而して我金は海外に拉し去られて、國家の損失と爲るに存す可し。若し吾人が銀に比例して金を引上げたる場合にも同一の結果を齎す可し。尤も是等兩金屬の一方を他に比して引上げるの效果及び不良なる歸結は銀貨よりも金貨を引上げる場合に於て一層容易に之を認むるを得可し。即ち吾人は銀貨の稱呼又は其個數たる磅志及び片を以て帳簿に記載し、且つ有ゆる計算を行ふが故にして、若し金が是等兩金屬の自由なる市價以上の歩合を以て流通せしめらるゝ時は、何人も容易に其不便を認知するなる可し。而も之に對して吾人は一定率を以てする金の支拂を拒絶すること能はず、而して人々が我國よりして海外に拉し去る總ての貨幣又は地金は銀を以てし、而して我國に輸致するものは金を以てするに至る可し。而して吾人が其眞正にして自然たる比率(余は

自然的比率又は價值を以て彼等が法の規定なくして或一定の場所に於て發見せらる可き相互の割合を意味す以上相互の關係に於て銀を引上げ而して金を引下ぐる場合に於ても全然同一なる結果を喚起す可し。單に此場合に於ては人民が是に由りて蒙る可き損害を感知するや直に其金を之が自然價值に引上ぐるの相違あるのみ。即ち吾人が計算及び契約は銀貨の稱呼に於て行はれ若し金が法律に據りて其比率以上に引上げられ例へば一ギニーが二十二志六片に通用せしめらるゝ時は吾人は支拂に際して之を拒否すること能はず所定の率を以て之を受理せざるを得ざるも而も若し國法がギニーを以て二十志に流通せしむる時は之を所有する者は其割合を以て之を支拂ふ可き制限なく若し彼にして欲せば之を保留し若し又彼にして能ふ可くんば之に對してより以上を取得するを得可し。而も吾人は這般の法規よりして次に掲ぐるが如き三結果中の孰れかを期待し得可し。即ち(一)法は彼等を強制して二十志に流通せしめ以て外人をして其利を收めしむるか(二)人民はそが事實上更に價值の大なるを了解するが故に法定比價を以て之を交付することを欲せず斯くて我總ての金をして悉く死藏に終らしめ全

部國外に逸出したると等しく交易上何等の用なきに至らしむるか或は又(三)之をして法の許容する以上の割合を以て流通せしめ而して我國法をして何等の效果をも有せしめず寧ろ自由に放任するに如かざらしむるか孰れにもせよそは有害に非ずんば無効たるを立證するものなり。若し我國法の目的にして效力を有せんか國家は是に由りて損害を蒙る可く若し其不便にして感知せられ且つ回避せらるゝ時は我國法は無効に歸するなり(Dp. 162-5)。

貨幣は商業及び萬物の相場の尺度なるが故に有ゆる他の尺度に於けるが如く出來得る限り確定且つ不變のものとして存續せしめらる可きものなり。然るに若し我貨幣にして其比率従て又其價格が相互の關係に於て終始變動する兩金屬を以て構成せられんか吾人は之を期待すること能はず。銀は幾多の理由に基き有ゆる金屬中這般の尺度たる可く最も適當なるものなり而して是が爲に一般に貨幣として使用せられたり。而も金若しくは其他の或金屬が永續不動の比率を以て流通法貨たらしめらる可しとせばそは頗る不適當にして且つ不便利のものと爲るなり。こは法規に依りて變動常なき物の價值に一定の相場を設定せんと

するものにして、正當に行はるゝこと能はざる所のものを國法の力に藉りて行はんとするものなり、而して其有效なる限り、そは當該國家に取りて不斷の損害たるものなり。然らば吾人は全然金を國外に排出せしめ、或は國內に存するも、之を交易に使用せず、之を以て鑄造せる貨幣なきに至らしめんことを欲するものなりや。否、國家は須く其有する財寶を利用す可く、我金をして鑄貨たらしめ、其面に國王の極印を押捺して之を受理する者をして各片中に存する金の定量を確保せしむること肝要なり。然れども國家の權威に據りて其上に固定的價值を設定するの必要なし。其比率が變化常なきに拘らず、之に對して一定不變の價格を有せしむるは決して便宜に非ず。金をして他の貨物と等しく自ら其價格を見出さしむ可し。而して國王の肖像及び銘刻に依りて之と共に其量目及び品位に關する公の保證を支持する時は、斯くの如く鑄造せられたる金貨は常に其既知の市場比價を以て流通するを過つことなかる可し。由來其比率及び使用の變化することなき二個の物件存せざるが故に、彼等の間に確定不變の價格を設定するは不可能なり。孰れか其一方の市場(余は是に由りて彼等が交易せらるゝ通常の場所を意味す)に於

ける存在量の變動若しくは之をして従前に比し其需要を大ならしむる現實の使用又は地方的流行の變化は直に或二個の物件の相對的價值を變せしむるなり。吾人が二個の相異なる物件をして相互に確然同一價格を維持せしめんと努むるの無効なるは宛も其重量の變化が相異なる原因に依頼する場合に二個の物件を平衡せしめんとするに等し。吾人は一方の秤皿に海綿の一片を置き、他方に之と全然相平衡する銀を置き、而して彼等が今日相對重するを以て恒に其關係を變せざる可しと想像するは甚しき誤謬なりと言はざる可らず。海綿の重量は大氣中に於ける水分の變化に伴れて絶えず變化するが故に、之に對置せる秤皿の銀は或は上昇し或は下降す可し。是正に彼等が相互的價值に關する金銀の状態なり。此點に於て更に劣等なる金屬を以て鑄造せられたるファダング貨も亦吾人の熟慮に値するものなり。蓋し内在的價值以上に流通せしめらるゝ鑄貨は總て何人が是に由りて利得するとを問はず、常に國家に對して有害たる可し。一國の通貨は悉く同一の金屬より成り、各種の貨幣は總て同一の雜分を有し、孰れも更に劣悪なる合金より成ることなく、而して斯くて一度確定せしめられたる原位は永劫侵



さるゝことなく變せしめらるゝことなくして存続せざる可らず、是れ實に有ゆる國家の利益たるものなり。即ち如何なる主張に據るとを問はず、之が變更を受けたる場合には必ず國家は是に由りて損害を蒙る可きものなり (pp. 166-170)

若し是に由りて我に輸致せらる可き貨幣又は地金を増加し、交易を増進し、或は吾人が此地に有するものを確保し、若しくは如何なる稱呼を有するを問はず、我量目大なる貨幣の溶解せらるゝを防止すること能はずとせば、何が故に國家は有ゆる我貨幣を改鑄するの舉に出でんとするか。何人と雖、輕重の差ある二種の貨幣を同時に造幣局に於て鑄造することを提案する者なかる可きが故に、若し有ゆる我が鑄貨が悉く改鑄せらるるものとせば、そは特に造幣局の有司等に取りて著大なる利益たる可し。即ち彼等は、一磅の造幣に就き三志六片を許與せらるゝが故に、若し六百萬の我貨幣が一齊に改鑄せられざるを得ずとせば、そは當に造幣局の利益に於て三十三萬磅の費用を國家に課するものなり。剪截せられたる貨幣が既に其輕量なるに於て我新原位に等しきが故に、之を避脱す可しとせば、斯くの如き貨幣改鑄の計畫は正に剪截の性質を有するものなることを認めざるを得ず。

最後に Locke は貨幣鑄造の問題をして幽玄神秘のものたらしめたるは之に對して特殊の利害を感ずる者が其本來の目的を隱蔽するが爲に外ならざるを喝破し、斯くて Remarks on a Paper given in to the Lord. 云々と題せる出版物に就きて其妄を辨じたり (pp. 170-191)。以上總て一千六百九十二年版に據り、併て後年の版本を参照せり。各版異同少なからずと雖、煩を避けて一々之を摘記せず。